

奈良県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十二号

奈良県立大学学則の一部を改正する規則

奈良県立大学学則（平成二年三月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地域及び観光に関する教育研究を行うことによつて」を「教育研究を通じて」に改める。

第二条第二項中「地域総合学科及び観光学科」を「地域創造学科」に改める。

第三条中「学生部」の下に「地域交流センター」を加える。

第六条中「三年次の編入学定員及び収用定員」を「及び収容定員」に改め、同条の表を次のように改める。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
地域創造学科	百五十人	六百人

第十七条第一項中「あつて、本学への編入学」の下に「転入学又は再入学」を、「対して」の下に「欠員のある場合に限り」を加え、同項後段を削る。

第十八条中「ファンダメンタルセクション、コアセクション、アプライドセクション及びゼミナールセクション」を「リベラルアーツ、語学科目、コモنز共通科目、コモنز専門科目及びゼミ」に改める。

第十九条第一号中「外国語科目」を「語学科目」に改める。

第四十一条中「及び科目等履修資格認定料」を「科目等履修資格認定料及び奈良県立大学シニアカレッジの受講料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十六年から平成二十八年度までにおける本学の入学定員、三年次の編入学定員及び収容定員は、この規則による改正後の奈良県立大学学則（以下「新規則」という。）第六条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

平成二十 六年度			平成二十 七年度			平成二十 八年度			年度
地域創造学科	地域総合学科	観光学科	地域創造学科	地域総合学科	観光学科	地域創造学科	地域総合学科	観光学科	学科
百五十人			百五十人			百五十人			入学定員
		三年次 九人		三年次 九人	三年次 六人				編入学定員
百五十人	二百八十八人	百九十二人	三百人	百九十八人	百三十二人	四百五十人	九十九人	六十六人	収容定員

3 この規則の施行の日の前日に奈良県立大学に在学している学生に係る学科及び授業科目については、新規則第二条及び第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。